関係にある法人の営業所に開設している口座で、預金口座、貯金口座又は顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座（これらの口座において特定課税未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。）により構成されるもののうち、当該非課税口座と同時に設けられるものをいう。

十　特定課税未成年者口座管理契約　第九条の八（第一項第三号に係る部分に限る。）の規定並びに第一項（第三号に係る部分に限る。）及び前三項の規定の適用を受ける第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、前号の預金口座、貯金口座又は顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成される口座を開設する際に非課税口座を開設する金融商品取引業者等と締結した契約（特定非課税累積投資契約と同時に締結されるものに限る。）で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。

イ　金銭その他の資産の預入れ又は預託は、当該預入れ又は預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（特定課税未成年者口座管理契約に基づき預入れ又は預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れ又は預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。）において行うこと。

ロ　当該口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までは、当該金銭その他の資産の当該口座からの払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除く。）をしないこと。

(1)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定基準年の前年以前の各年　非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる特定累積投資上場株式等の取得のためにする払出し及び災害等による払出し（非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされている特定累積投資上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいう。ハにおいて同じ。）

(2)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定基準年以後の各年　(1)に定める払出し及び当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの基因となる事由（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含む。）をした場合における当該払出し

ハ　当該口座につきロに掲げる要件に該当しないこととなる事由又は災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由（第三十三項第一号において「特定課税未成年者口座等廃止事由」という。）が生じた時に当該口座及び当該口座と同時に設けられた非課税口座を廃止すること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか政令で定める事項

第三十七条の十四第四十一項中「第三十八項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十項中「第三十七項及び第三十八項」を「第四十六項及び第四十七項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十九項中「第三十七項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第三十八項中「第三十五項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十七項中「第三十五項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十六項中「前項」を「第四十一項から第四十三項まで」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十五項を同条第四十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

42　第八項の場合において、同項の金融商品取引業者等は、同項の契約不履行等事由が生じた日の属する月の翌月末日までに同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者に前項に規定する報告書を交付しなければならない。

43　金融商品取引業者等は、前項の規定による報告書の交付に代えて、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得て、当該報告書に記載すべき事項を第三十七条の十一の三第九項に規定する電磁的方法により提供することができる。ただし、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書をその者に交付しなければならない。

44　前項本文の場合において、同項の金融商品取引業者等は、第四十二項の報告書を交付したものとみなす。

第三十七条の十四第三十四項中「第八項」を「第十四項」に、「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十三項中「以後」を「から令和九年まで」に、「第六項」を「第十二項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十二項中「第六項」を「第十二項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十一項中「第六項、第十五項、第十八項、第二十項、第二十八項」を「第十二項、第二十一項、第二十四項、第二十六項、第三十四項」に、「第二十八項の」を「第三十四項の」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十項中「基準年」を「提供基準年」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十九項中「基準年」を「提供基準年」に改め、「特定累積投資勘定」の下に「（未成年者特定累積投資勘定を除く。次項において同じ。）」を加え、「が同項」を「が前項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十八項中「ある場合」の下に「（当該上場株式等が未成年者特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等である場合には、当該非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が基準日の属する年（以下第三十六項までにおいて「提供基準年」という。）の一月一日において十八歳以上である場合に限る。）」を加え、「基準日の属する年（同項及び第三十項において「基準年」という。）」を「提供基準年」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十七項を削り、同条第二十六項中「第八項及び第九項」を「第十四項及び第十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

33　次の各号に掲げる場合における第二十三項及び第二十四項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　特定非課税累積投資契約若しくは特定課税未成年者口座管理契約又はこれらの履行につき非課税口座等廃止事由又は特定課税未成年者口座等廃止事由が生じたことにより非課税口座が廃止された場合　当該非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、これらの事由が生じた時に当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の第二十二項に規定する提出をしたものとみなす。

二　非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合　その者は、当該出国の時に当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の第二十二項に規定する提出をしたものとみなす。

三　第二十九項の規定による継続適用届出書の提出をした者が当該継続適用届出書の提出をした日から起算して五年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに第三十一項の規定による帰国届出書の提出をしなかつた場合　その者は、同日に当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の第二十二項に規定する提出をしたものとみなす。

第三十七条の十四第二十五項中「第二十三項」を「第二十九項」に、「第二十七項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項中「第六項から第十五項まで、第十九項」を「第十二項から第二十一項まで、第二十五項」に、「第三十二項及び第三十三項」を「第三十八項及び第三十九項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項中「第二十五項に」を「第三十一項に」に改め、同項第一号中「第二十五項に」を「第三十一項に」に改め、「命令」